

【表紙】	
【提出書類】	変更報告書 No.9
【根拠条文】	法第27条の25第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	牧 寛之
【住所又は本店所在地】	東京都渋谷区
【報告義務発生日】	2026年10月2日
【提出日】	2026年10月9日
【提出者及び共同保有者の総数 (名)】	1
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	株式等保有割合が1 %以上増加したこと、並びに保有目的、重要提案行為等及び担保契約等重要な契約の変更

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	BASE株式会社
証券コード	4477
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所グロース市場

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】

（1）【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	牧 寛之
住所又は本店所在地	東京都渋谷区
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	会社役員（代表取締役社長）
勤務先名称	株式会社バッファロー
勤務先住所	東京都千代田区丸の内一丁目11番1号

③【法人の場合】

設立年月日	
代表者氏名	
代表者役職	
事業内容	

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	株式会社メルコグループ 管理部 南條 拓也
電話番号	03-6550-9965

(2) 【保有目的】

・提出者は、筆頭株主としての地位（以下「オーナーシップ」といいます。）に基づき、議決権その他の株主権の行使を通じた経営関与及びガバナンスの改善により、発行者の企業価値の向上及び株主総利回りの最大化を図ることを目的として保有します。

・提出者は、株主価値の最大化を目指し、発行者と友好的エンゲージメントを実施する一環として、かかる友好的なエンゲージメントを目的とする秘密保持契約を2025年8月29日付で発行者と締結し、同契約はその後2回延長されましたが、2026年8月28日付で終了しました。

・提出者は、かかる1年間の友好的なエンゲージメントを経て、発行者の経営の判断の体制及び取締役会による監督の在り方について、改善を求める必要があると判断するに至っております。特に、株主対応に係る意思決定、情報管理及び説明内容の正確性を確認する仕組み並びに問題を把握し是正する仕組みについて、発行者の取締役の業務執行の適法性及び適正性を確保するための内部統制の実効性に疑義があると認識しており、その検証及び改善を求める方針です。このため、従前の、議決権その他の株主権を行使しない方針を見直し、各取締役の判断、説明及び監督の実績を評価したうえで議決権を行使します。すなわち、各取締役に対する評価に基づき当該取締役の選任議案に反対することがあります。

・さらに、SBI NM合同会社が発行者の普通株式を対象として2026年8月31日に開始した公開買付けの終了後、提出者は、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項第5号（役員の構成の重要な変更）に関する事項（具体的には、指名委員会等設置会社への移行）について、発行者に対して提案（株主提案権の行使の形によらないものを含みます。）を行う予定です。

・また、現在の株主構成等を踏まえ、提出者のオーナーシップに基づく議決権行使及び経営関与の実効性を高めるため、議決権ベースでの所有割合30%超の取得を目指します。但し、現実には、議決権ベースでの所有割合30%以上の取得を行う場合には、金融商品取引法に定める公開買付規制その他の関係法令を遵守した方法により取得を行います。

・SBIホールディングス株式会社と発行者が2026年8月28日付で締結した資本業務提携契約については、提出者は、発行者の企業価値向上に資するものと考え、引き続き賛同いたします。この賛同は、提出者が、発行者につき取締役会の監督機能の改善を求めて議決権を行使することと両立するものと考えております。

・買収防衛策（会社支配に関する基本方針及び大規模買付行為等への対応方針を含みます。その他、名称の如何を問わず、既存株主の利益を毀損し、特定の株主を差別的若しくは不公平に取扱い、又はそれらに類する手続や取引をすべて含みます。）の導入又は再導入、第三者割当増資その他の資本政策については、その目的、必要性、条件、意思決定手続及び株主への影響を個別に検討し、法令違反又は著しい不公正等の差止事由があると判断した場合及びその他提出者が必要と判断した場合には、仮処分の申立てその他の法的措置を講じる方針です。

(3) 【重要提案行為等】

詳細については、上記「(2) 保有目的」に記載のとおりです。

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号	法第27条の23 第3項第3号
株券又は投資証券等（株・口）	27,504,186			
新株予約権証券又は新投資口 予約権証券等（株・口）	A	-	H	O
新株予約権付社債券（株）	B	-	I	P
対象有価証券カバードワラント	C		J	Q
株券預託証券				
株券関連預託証券	D		K	R
株券信託受益証券				
株券関連信託受益証券	E		L	S
対象有価証券償還社債	F		M	T
他社株等転換株券	G		N	U

合計（株・口）	V	27,504,186	W	X	Y
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	Z				
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	AA				
保有株券等の数（総数） （V+W+X+Y-Z-AA）	AB				27,504,186
株券、株券預託証券及び株券 信託受益証券のうち保有潜在 株券等の数に加算すべきもの の数	AC				
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L +M+N+O+P+Q+R+S+T+U+AC）					

②【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （2026年10月2日現在）	AD	117,937,657
提出者及び共同保有者の保有潜在株券等の 数	AE	
保有潜在株券等のうち共同保有者間で引渡 請求権等の権利が存在するものとして控除 する潜在株券等の数	AF	
上記提出者の株券等保有割合（％） （AB/（AD+AE-AF）×100）		23.32
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）		20.53

（５）【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
2026年10月2日	普通株式	3,288,000	2.79	市場内	取得	

（６）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者は、立花証券株式会社から信用取引にて発行者株式19,870,700株を買い建てております。
--

（７）【保有株券等の取得資金】

①【取得資金の内訳】

自己資金額（AG）（千円）		3,106,829
借入金額計（AH）（千円）		
その他金額計（AI）（千円）		8,157,489
上記（AI）の内訳	信用取引 立花証券	8,157,489（千円）
取得資金合計（千円）（AG+AH+AI）		11,264,318

②【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入 目的	金額 （千円）

③【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地